

# 茅ヶ崎市職員通報制度運用状況

平成27年3月31日現在

職員通報制度は、市政の運営に関し、法令に違反し、若しくは違反するおそれがある行為、又は不当な行為について通報を受け付け事実調査を行い、是正を図るとともに、通報者の保護を図る制度です。

平成26年度からは、職員に加え、外部窓口として弁護士に通報の受付を依頼し、通報しやすい環境を整備しました。

平成26年度の運用状況は次のとおりです。

通報件数 0 件

また、平成26年度より、通報の外部窓口である弁護士に電話又は面談での相談受付を依頼しました。

平成26年度の相談件数は次のとおりです。

相談件数 1 件

(内訳)

- ・ 職場運営に関するもの（パワハラ等上司とのトラブルを含む） 1 件

※相談しやすさを確保するため、具体的な相談内容については、外部窓口である弁護士から本市には伝えないこととしています。